

勤務証明書の提出についてのよくある質問

Q 提出期限はいつですか？

A 利用区分によって、提出期限は異なります。

常時利用…契約更新日から 2 週間後まで

長期利用…利用する長期休みの2週間前まで

長期利用の方は、利用されない場合は提出は必要ありません。ただし、児童クラブにキャンセルの連絡をしてください。

Q 先日、勤務証明書の提出を促す手紙が届きました。『証明書の期限が●月△日で切れています』と書かれていましたが、具体的にいつ結んでいた契約の分の勤務証明書を提出すればよいですか。

A 常時利用の方は、証明書の期限が切れた次の日からの契約の証明書を提出してください。

長期利用の方は、ご利用される長期休みの初日にかかっている契約の証明書を提出してください。

※勤務証明書の有効期限は証明日より 1 か月以内です。

Q 生涯学習課指定の様式でないと勤務証明書を提出できませんか？

A 保育園の就労証明の様式でも提出していただけます。生涯学習課指定の勤務証明書の様式はホームページに掲載しているほか、各児童クラブ・生涯学習課にも置いています。ご活用ください。

Q 東京に本社がある企業の福知山支店に勤めています。勤務証明書は東京の本社が作成することになりますか？

A その企業が支社による証明を有効と認めている場合なら、支社で勤務証明書を作成していただくことが可能です。その企業が支社による証明を有効と認めているか否かは、保護者の方から企業または支社にお尋ねください。